

# 前回の主な意見及び検討課題について

1. 第2回小委員会(H17.5.23)における主な意見
2. 今後の公的賃貸住宅のあり方に関する検討課題(H17.4.18基本制度部会資料)
3. 本小委員会の検討スケジュール

平成17年6月13日  
国土交通省 住宅局

# 1. 第2回小委員会(H17.5.23)における主な意見

## 主な意見

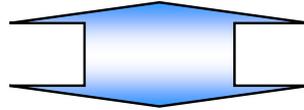
- 生活保護の受給者は、大半が職を持たない「固定貧困層」に分類されるが、住宅保障については、生活基盤が不安定な「一時貧困層(生活保護の所得基準の1.5倍程度までの層)」にも拡大し、家賃補助と公営住宅等のストック利用の両方で対応すべき。特に、婚姻変動、就業変動によって生活が不安定になりがちな母子世帯等の子育て世帯の居住の安定を図るべき。
- 簡易宿所などのバッファとなる施設や寮などが縮小していく中で、ホームレス、DV被害者などの住宅困窮者が普通の住居に戻ることを支援するため、公営住宅の枠を柔軟に運用して一時的な受け皿とすべき。
- 公営住宅の役割について、都市から地方への転居や2地域居住など、新たな経済基盤を生み出す観点からも検討を行うべき。国土のバランスある発展を図ることをセーフティネットの概念に含め、地域づくりや市街地活性化の中に公営住宅を位置付けることも必要ではないか。
- 困窮世帯の多様化を踏まえたフレキシブルな対応が必要。その際には、家賃補助や民間賃貸住宅の活用も視野に入れつつ、困窮世帯が公営住宅に確実に入れる仕組みが必要。困窮世帯の集中問題に関しては、地域によって柔軟な対応が可能となる慎重な制度設計が必要。
- 困窮世帯の集中問題に関しては、立地の良い公営住宅ストックの一部を売却し、別の場所に新たに整備するなどして、分散化を図るべき。
- 公営住宅の施策対象については、社会福祉分野で活用されている「生活保護の所得基準の1.4倍」を参考にしたらどうか。また、入居際には保有資産状況の調査を行うとともに、収入超過者や高額所得者が出て行く仕組みを検討すべき。高額所得者に対しては、ペナルティとして市場家賃よりも高い家賃を取るべきではないか。
- 多様化する困窮者のニーズに応えるためには、全国一律の制度、補助率は適当でない。英国のHousing Associationなどを参考にし、事業主体の多様化も検討していくべき。
- 公営住宅については、所得が上昇すれば退去する必要が生じる仕組みになっているため、自助努力を促す制度設計上の工夫が必要。また、高額所得者、長期居住者については市場家賃よりも高い家賃を徴収すべき。
- 住宅困窮度は幅のある概念として捉えるべき。定期借家の活用や民間住宅とミックスすること等により、ある程度は入居者のバランスを図ることが必要。
- 生活保護を優先すべきであるが、コミュニティの活力維持も重要。施策対象としての単身世帯の取扱い、入居後の事情変化の家賃などへの反映についても検討していくべき。家賃補助については事務処理上の問題が指摘されてきたが、情報化の進展により状況が変わってきているのではないか。
- 公営住宅のように地方公共団体がやりたがらない施設については、国が責任をもって実施する役割がある。
- 公営住宅の施策対象については3つのカテゴリーに分けて整理すべき。第1に、生活保護世帯に対しては、コミュニティの集中問題に対処しながら優先的に公営住宅を提供する。第2に、収入超過者に対しては市場家賃を徴収する。第3に、両者の間の生活保護基準をパスした一時貧困者等については、対応が難しいが、生活保護部局とタイアップして入居者決定を行うことを検討してもよいのではないか。
- 公営住宅については、収入超過者等の自主的な退去が促されるよう、最低限の居住サービスが供給されれば十分。必要以上に良い住宅を作るべきではない。

## 2. 今後の公的賃貸住宅のあり方に関する検討課題(H17.4.18基本制度部会資料)

- 市場重視・ストック重視の新たな住宅政策に対応した制度的枠組みにおける国の責任の果たし方
- 公・民、国・地方の役割分担と連携の考え方

の観点から公的賃貸住宅制度について再点検

### 具体的検討課題



### 1. 市場重視の政策に不可欠な住宅セーフティネットの再構築

- 公営住宅の施策対象、入居制度、家賃制度のあり方
  - ・真に「住宅に困窮する低額所得者」(公営住宅法第1条)に対し、地域の実情を反映しつつ、より公平・的確に公営住宅を提供できるようにする観点から検討
- その他の公的賃貸住宅のあり方
  - ・公営住宅制度に関する検討と併せて、その他の公的賃貸住宅のあり方について検討
- 民間賃貸住宅における住宅セーフティネットのあり方
  - ・民間賃貸住宅における住宅セーフティネットの確保について、公平・公正性の確保、居住水準の確保等の観点から公的関与のあり方について検討

### 2. 将来世代に継承できる良質な社会資産の形成

- 良好な住環境の形成、安全の確保(耐震化等)、地球環境問題、少子高齢化への対応などが図られた公的賃貸住宅等の良質な住宅ストック形成のあり方

### 3. これらを通じて実現される持続可能なコミュニティの形成

### 3. 本小委員会の検討スケジュール

#### ○第1回小委員会

5月19日(木)16:00~17:30(合同庁舎3号館4階特別会議室)

【議題】公的賃貸住宅の施策対象について議論

- ①公的賃貸住宅の施策対象及び検討課題について
- ②公的賃貸住宅制度における公民の役割分担、国の責任等について

#### ○第2回小委員会

5月30日(月)16:00~17:30(合同庁舎3号館2階特別会議室)

【議題】具体的な政策手法について議論

- ①公営住宅制度の課題について
- ②住宅セーフティネットにおける民間賃貸住宅の活用について

#### ○第3回小委員会

6月13日(月)16:00~17:30(合同庁舎3号館2階特別会議室)

【議題】公的賃貸住宅のあり方に関する基本的方向についての論点整理

#### ○第4回小委員会

6月24日(金)16:00~17:30(霞山会館9階「うめの間」)

【議題】公的賃貸住宅のあり方に関する基本的方向のとりまとめ

#### ◇第7回基本制度部会

6月29日(水)14:00~16:00(合同庁舎3号館11階特別会議室)